

答申個第89号

平成30年2月1日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

「修飾語」を付記したうえで開示請求を求めた各文書の不存在による非開示決定事案

- (1) 平成29年 8月 7日付け西区窓第36号（諮問個第139号）
- (2) 平成29年 8月18日付け西区窓第41号（諮問個第141号）
- (3) 平成29年 9月15日付け西区窓第53号（諮問個第144号）

1 審査会の結論

諮問庁が行った各不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表1に示す3件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、いずれも、審査請求人が修飾語を付記したうえで行った個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。また、諮問個第139号、同第141号及び同第144号に係るそれぞれの請求を「本件請求1」「本件請求2」「本件請求3」という。）について、諮問庁が請求に係る文書を保有していないとして行った不存在による非開示決定処分（以下「本件各処分」という。また、諮問個第139号、同第141号及び同第144号に係るそれぞれの処分を「本件処分1」「本件処分2」「本件処分3」という。）に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件各審査請求の経過は、別表1のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 諮問庁の主張

不存在による非開示決定処分通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 諮問個第139号について

ア 本件請求1に係る文書について

審査請求人が開示を求めている文書は、個人情報開示請求書において指定されているとおり、平成25年11月18日付 行財政局コンプライアンス推進室と西京区役所地域力推進室の連名の文書（以下、「本件文書1」という。）であると思われる。審査請求人は、発出日と発出元を指定したうえで、本件文書1に「ねつ造があると分る文書」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

イ 本件処分1の理由について

審査請求人は、請求の対象となる文書に審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めており、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

本件文書1は、審査請求人からの問い合わせに対する当庁の考え方を回答したものであり、その内容にねつ造はなく、請求書に記載されている「ねつ造があると分る文書」には該当しないため、当庁は、本件処分1を行ったものである。

なお、当庁は審査請求人に対して、本件文書1を含む平成■■年第□□号慰謝料請求事件関連文書の写し（西京区役所市民窓口課保管分）を平成28年9月12日付け京都市指令西区窓第16号において開示決定を行っているほか、複数回本件文書1の開示を行っている。

ウ 以上のとおり、本件処分1について違法又は不当な点はない。

(2) 諮問個第141号について

ア 本件請求2に係る文書について

審査請求人が開示を求めている文書は、個人情報開示請求書において指定されているとおり、平成25年9月作成の当区より行財政局コンプライアンス推進室宛ての報告文書（以下、「本件文書2」という。）であると思われる。審査請求人は、作成日と作成部署を指定したうえで、本件文書2に「ねつ造のある文書」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

イ 本件処分2の理由について

審査請求人は、請求の対象となる文書に審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めており、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

本件文書2は、審査請求人と西京区役所との折衝経過および対応について、行財政局コンプライアンス推進室に報告したものであり、その内容にねつ造はなく、請求書に記載されている「ねつ造のある文書」には該当しないため、当庁は、本件処分2を行ったものである。

なお、当庁は審査請求人に対して、本件文書2を含む平成■■年第□□号慰謝料請求事件関連文書の写し（西京区役所市民窓口課保管分）を平成28年9月12日付け京都市指令西区窓第16号において開示決定を行っているほか、複数回本件文書2の開示を行っている。

ウ 以上のとおり、本件処分2について違法又は不当な点はない。

(3) 諮問個第144号について

ア 本件請求3に係る文書について

審査請求人が開示を求めている文書は、審査請求人に宛てて、平成28年12月2日に西京区長名で出した文書（以下「本件文書3」という。）であると思われる。審査請求人は発出日と発出元を指定したうえで、本件文書3に「いつもの不誠実な謝罪文」「食い違いのある謝罪文」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

なお、本件文書3以外に平成28年12月2日付で審査請求人に宛てて発出した文書は存在しない。

イ 本件処分3の理由について

審査請求人は、請求の対象となる文書に審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めており、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

本件文書3は、審査請求人の再製原除籍と除附票に砂消しゴムでこすったような跡があったこと、区の調査では具体的な時期や理由は確認できなかったこと、しかしながら記載内容に誤りはなく必要な事項が正しく記載されていることを確認したこと等をお伝えし、お詫びした文書であり、その内容は「いつもの不誠実な謝罪文」「食い違いのある謝罪文」には該当しないため、当庁は、本件処分3を行ったものである。

ウ 以上のとおり、本件処分3について違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 諮問個第139号について

H29.6.9にH25.11.18付のねつ造文書が欲しい。（なぜなら貴職がねつ造と認めた上で開示する旨発言した。）と請求しました。

ねつ造は不正行為です。知らないご様子なので教えておく。公務でも許されないのですよ。バカかお前ら！

H25.9付文書もH25.11.18付見解文書もねつ造と当初より行・コも総務防災担当も▲▲も認められておられます。

なぜ今頃になってねつ造はないと、嘘をいうのですか。

H25.9文書とH25.11.18文書は、名誉キ損だ。

(2) 諮問個第141号について

H25/9付西京区役所発のコンプライアンス推進室宛経過報告文書で「鉛筆は、消しゴムで消せばよい」と私がH23/8/29に提案した事実をねじ曲げて（悪用して）「不正

なツールの消しゴムでの訂正をH23/8下旬に繰り返し申し出した」と報告して私の名誉を毀損した。

加えて、役所は二枚舌で一方（真実）を隠蔽（証拠隠滅）した。

つまり、事件の日付を捏造した。H23/11/1に私が「ルールと実例ばかりを持ち出し再製を促した」件を隠蔽（証拠隠滅）した。

H25.9文書とH25.11.18文書は、名誉キ損だ。

(3) 諮問個第144号について

私が請求したのはつきましては●●氏がいった「食い違いのある私宛の謝罪文」です。

一行目に書いてある「不誠実な～」とは市民の単なる感想です。不誠実な謝罪文はないけれどソゴ（つまり食い違い）があると認めています。

7 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示を請求する権利について

個人情報開示請求権は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを可能とする権利であり、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資するという本条例の目的（第1条）に照らして重要な権利である。したがって、実施機関は、個人情報開示請求権を十分尊重しなければならないことは言うまでもない。

もっとも、その権利も無制限なものではなく、「個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資する」という条例の趣旨、目的に沿って適正に行使されなければならないことは明らかである。

(2) 本件各審査請求について

ア 本件各請求について

本件各請求において、審査請求人は別表1のとおり、請求対象文書の日付や発信元等を指定したうえで、「食い違い（つまりねつ造）のある」「ねつ造してありました」「齟齬のある」「不誠実な」と主観的評価を修飾語として付して、当該文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 本件各請求の意図について

一般に、実施機関が公文書を特定するための方法の一つとして、請求者が「〇〇が分かる文書」というように、文書の内容を説明する語句を付けて請求することは当然あり得ることである。しかし、審査請求人の「修飾語」は、文書の特定に必要な文書の内容を説明するものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで、審査請求人の当該文書に対する主観的な評価を加えているものである。そうすると、本件各請求における審査請

求人者の意図は、本件各請求に係る文書の開示決定を行わせることで、当該文書が審査請求人の主観的評価であるそれぞれの「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認できる。本件各請求は、審査請求人の主張を諮問庁に認めさせることを目的としていると言わざるを得ない。

ウ 審査請求人による個人情報開示請求等について

審査請求人は、平成25年度から実施機関に対して、条例に基づく個人情報開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くに不服申立てを行ってきた。

審査請求人がこれまでに行った請求の件数は、平成25年度で58件、平成26年度で100件、平成27年度で42件、平成28年度で32件、平成29年度は12月末現在で83件に上る。ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、審査請求人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成29年12月末現在149件である。

当審査会が調査したところ、審査請求人は、本件各請求以外にも、審査請求人自身の主観的評価を修飾語として付して請求を行っている事例が多数見受けられる。

エ 本件各処分について

上記ウの事情を勘案すると、審査請求人による主観的評価を修飾語として付した本件各請求は、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものと言わざるを得ず、本件文書1、本件文書2及び本件文書3の内容を審議するまでもなく、諮問庁は対象公文書を開示する義務はなく、結果として本件各処分は妥当なものであると認められる。

(3) 今後の開示請求に対する対応

ア 当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において、当該審査請求人による個人情報開示請求等の状況を踏まえたうえで、当該審査請求人が個人情報開示請求において、「修飾語」を付した場合はもとより、「修飾語」を付していない場合であっても、繰り返し同一の文書について開示を求めてきた場合、権利の濫用であるとして、実施機関は当該請求を却下し得るとの付言を行った。

イ 当該審査請求人による個人情報開示請求等の状況は、上記(2)ウのとおりであり、答申個第26号で判断した時の状況が現在も同様に続いていることに鑑みて、今後、当該審査請求人が、個人情報開示請求において、主観的評価を「修飾語」として付した場合、繰り返し同一の文書を求めているか否かに関係なく、同請求は個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する請求であり、権利の濫用であるとして、実施機関は当該請求を却下し得ることを申し添えておく。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

別表2のとおり

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表1 審査請求の経過

諮問番号	請求日等	
個第 139号	請求日	平成29年 6月 9日
	請求内容	H25. 11. 18付京都市（行・コと西・地連名）の見解文書に「ねつ造」があると分る文書だからです。ねつ造の1ヶ所は、「私が再製（戸籍の作り直し）を求めたのに、京都市は、ありえない“訂正”を求めた」ことにしてあったからです。貴職も既に検証してご存知のことです。（貴職とは、行コ・行総法もです） 改めまして開示請求します。ねつ造と認めた上で開示すると言ったからです。 上記の食い違い（つまりねつ造）のある文書があるので開示して欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成29年 6月26日
	審査請求日	平成29年 7月14日
個第 141号	請求日	平成29年 6月 9日
	請求内容	所が区長よりコンプラへの報告文書（25/9付）は、不正な申出を繰り返したとねつ造してありました。職員の皆様はねつ造を認められました。その文書が欲しい。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	審査請求日	平成29年 7月26日
個第 144号	請求日	平成29年 5月12日
	請求内容	H28/12/2に区長名で齟齬のあるいつもの不誠実な謝罪文が私宛に、でました。 つきましては●●がいった「食い違いのある私宛の謝罪文」を情報公開して欲しい。齟齬があるようです。例えば不正改変跡は4ヶ所もありました。同謝罪文は3ヶ所となっていました。
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	審査請求日	平成29年 8月16日

別表2 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問個第139号	平成29年 8月 7日
	諮問個第141号	平成29年 8月18日
	諮問個第144号	平成29年 9月15日
弁明書	諮問個第139号	平成29年 9月 6日
	諮問個第141号	平成29年 9月14日
	諮問個第144号	平成29年11月 6日
反論書	諮問個第139号	平成29年10月 2日
		平成29年11月 2日
	諮問個第141号	平成29年 9月 8日
	諮問個第144号	—
審議	諮問個第139号	平成29年12月27日（平成29年度第6回会議）
	諮問個第141号	
	諮問個第144号	平成30年 2月 1日（平成29年度第7回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。